

次期総合計画の策定方針について

亀 山 市

目次

1. 背景と趣旨	1
2. 計画の名称、構成及び期間	2
(1) 計画の名称等	2
(2) 計画の構成	2
(3) 計画の期間	2
3. 計画策定に当たって配慮すべき視点等	4
(1) 計画策定に当たって配慮すべき視点	4
(2) 計画策定方法に関する基本的な考え方	4
4. 計画策定の進め方	5
(1) 庁内策定体制	5
(2) 市民参画の取り組み	6
(3) 附属機関の設置	7
(4) 議会報告等	7
策定体制図	8
5. 策定スケジュール案	9
参考資料(亀山市総合計画条例)	10

1. 背景と趣旨

本市は、平成29年3月に、亀山市総合計画条例(平成27年亀山市条例第24号)(以下「条例」という。)に基づき、平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とする『第2次亀山市総合計画―グリーンプラン2025―』を策定し、持続的に成長する都市を目指し、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま』の実現に向けたまちづくりを積極的に展開し、既に8年目を迎えています。

この間、人口減少・少子高齢化社会やスマート社会が到来する中、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による長期化したコロナ禍の影響や、その後の国際情勢等の影響によるエネルギー価格や物価の高騰など不確実性の時代を背景に、デジタル技術の急速な普及、持続可能な開発目標(SDGs)の広がり、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速化、働き方改革など、社会経済情勢の動向とともに人々の価値観も変化してきました。

一方、本市は、平成17年1月の市制施行から20周年の節目を迎えつつある中、今後も、都市の持続的な成長と市民の QOL の向上に向け、健全な財政運営の下、総合的かつ計画的なまちづくりを展開していかなければなりません。

こうした中、令和7年度末をもって、市の最上位計画である第2次総合計画の計画期間が終了するため、令和8年度を始期とする次期総合計画の策定に向けた取り組みを着実に進めていく必要があり、その取り組みを進めていくに当たり、計画策定の基本的な方針を策定するものです。

2. 計画の名称、構成及び期間

(1) 計画の名称等

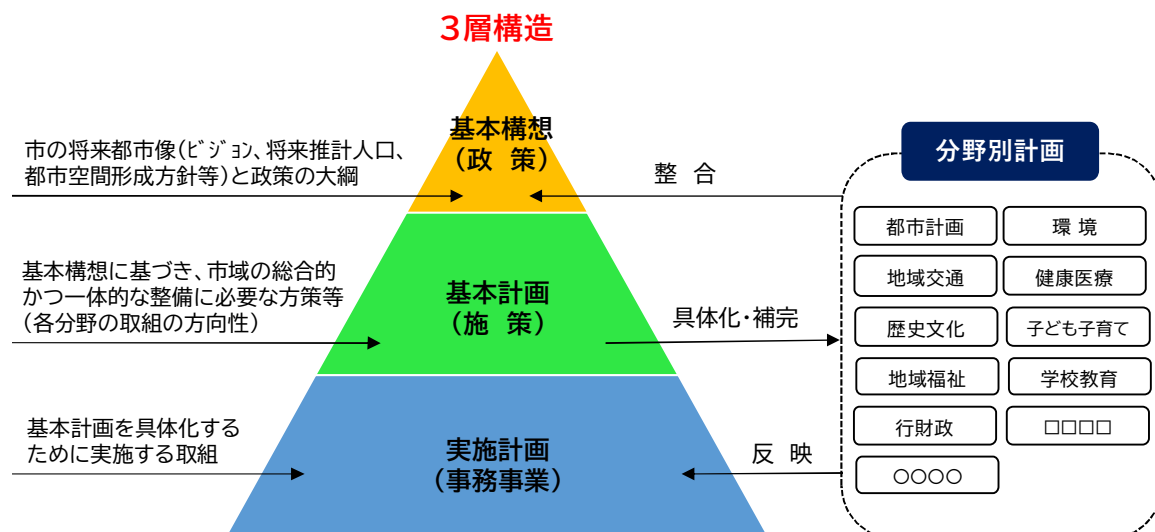
計画の名称は、現行の第2次総合計画の次期計画としての位置付けから、「第3次亀山市総合計画（以下「第3次総計」という。）」とします。

また、第3次総計の策定は、条例第3条の規定を根拠とします。

(2) 計画の構成

条例第2条の規定により、第3次総計も、市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示した「基本構想」を最上位に、基本構想に基づき市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策等を示す「基本計画」、更には、基本計画の具体的な実施に関して策定する「実施計画」の3層構造で構成することとし、それらの相関及び関連する分野別計画との関係性は、次図のとおりとします。

【総合計画の構造及び分野別計画との関係性】



(3) 計画の期間

前述の総合計画の計画の構成(3層構造)に沿って、それぞれ次に掲げるとおり、計画期間を定めます。ただし、市政に関する情勢に大きな変化があった場合においては、必要に応じその見直しを行うことができることとします。

① 基本構想

市の将来の長期的な展望の下、概ね10年先を見据えつつ、市の将来都市像及びこれを達成するための政策の大綱を示すものとして、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

② 基本計画

第2次総合計画策定時において、首長の政策実現を図る観点から、市長の任期と計画期間との整合を図り、基本計画の計画期間を4年間としました。この考え方を継承し、第3次総計においても、令和8年度から令和11年度までの4年間を前期基本計画、令和12年度から令和15年度までの4年間を後期基本計画の計画期間とします。

③実施計画

基本計画の具体的な実施に関して策定する計画として、施策の推進を図るための主要事業を位置付けるものであるため、基本計画と計画期間を同じくし、計画期間を4年間とします。

【総合計画の構成及び計画期間】



3. 計画策定に当たって配慮すべき視点等

(1) 計画策定に当たって配慮すべき視点

第3次総計は、主に次に掲げる3つの視点に配慮しながら、計画策定を進めることとします。

視点1 時代の潮流や外部環境の変化への適応

不確実性・変動性の時代における複雑かつ先行き不透明な社会経済情勢を踏まえつつも、DXやGXの進展、SDGsの推進など、時代の潮流や外部環境の変化を大きく捉えるとともに、広域的視点も含めた本市を取り巻く情勢等を把握し、それらに適応した政策方向等とします。

視点2 人口減少への対応と持続可能で活力あるまちづくりの展開

人口減少社会の中において、中長期的視点に立って人口減少への対応を図るとともに、今後の地域経済動向や本市の財政状況、公共インフラの機能確保等を見通しながら、誰もが活躍できるウェルビーイングな地域社会の実現を目指し、持続可能で活力あるまちづくりの展開に向けた政策方向等とします。

視点3 将来を見据えた戦略性のある都市形成

コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を進める中で、リニア中央新幹線の三重県駅誘致をはじめ、鈴鹿亀山道路の整備促進、新庁舎の整備など、中長期的なまちづくりを展開する上で交流促進の拡大等につながる大きな転換点を迎えつつあるため、こうした都市機能の整備動向等を見据えた政策方向等とします。

(2) 計画策定方法に関する基本的な考え方

第3次総計の策定方法は、亀山市まちづくり基本条例との整合を図りつつ、主に次に掲げる4つの基本的な考え方により進めることとします。

①市民参画による計画づくり

計画策定における様々な段階において、市民が参画しやすい環境づくりに取り組み、市民の意向を計画へ反映できるよう努めます。中でも、将来を担う若い世代や子育て世代等の意見を取り入れる機会を積極的に確保することとします。

②施策等の重要度・優先度が明確で、実現性のある計画づくり

施策等の重要度や優先度を明らかにするとともに、限られた行政経営資源に裏付けられる実現性のあるものとして取りまとめます。

③市民に分かりやすく、適切に計画管理ができる計画づくり

まちづくりに対する一層の市民参画を促進するため、情報共有を図るべく、市民に分かりやすい計画内容とするとともに、適切に計画の進行管理や施策等の評価ができるものとします。

④職員の政策形成能力の向上や組織横断的な調整・連携を強める計画づくり

第3次総計を実質的に推進していくこととなる組織人材を積極的に計画づくりに参画させ、計画づくりを通じた職員の政策形成能力の向上や風通しの良い組織風土の醸成につなげます。

4. 計画策定の進め方

第3次総計の策定に向けては、庁内検討組織の設置による体制整備をはじめ、市民アンケート調査・パブリックコメントの実施等による市民参画機会の確保、総合計画審議会への計画案の諮問、議会意見の把握など、情報分析や様々な議論を経た上で、計画案の取りまとめを行っていきます。

(1) 庁内策定体制

第3次総計の策定に当たり、関係訓令に基づき、次に掲げる庁内検討組織を設置し、組織横断的かつ実効性・機動性の高い計画策定体制を構築します。

① 総合計画策定委員会

総合計画の策定作業を行う上位組織として、副市長を委員長とする策定委員会を設置し、総合計画案の協議検討、全体調整及び取りまとめを行い、市長にその結果を報告します。

なお、当該組織の構成は、次のとおりです。

委員長：副市長 副委員長：教育長
委員：消防長、理事、政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長、教育部長（以上16名）並びに必要なに応じ、委員長が必要と認めた部長級職員

② まちづくり戦略検討プロジェクトチーム

総合計画策定委員会の下部組織として、市長が指名する職員10名程度で組織するプロジェクトチームを設置し、基本構想・重点施策・計画体系等の調査検討、計画素案の作成を行います。

③ 分野別施策検討部会

総合計画策定委員会の下部組織として、関係課長延べ40名程度で組織する検討部会を8部会設置し、各分野別に施策等の検討・調整を行います。また、必要に応じ、部会間調整会議を通じた施策調整を図ります。

なお、検討部会の構成は、次表のとおりです。

【分野別施策検討部会の分担】

分野別施策検討部会	部会員数	部会構成課
都市整備・交通部会	7	政策推進課、建設管理課、土木課、都市整備課、建築住宅課、上水道課、下水道課
危機管理・消防・地域安全部会	5	防災安全課、消防総務課、予防課、情報指令課、警防課
健康・福祉・医療部会	5	健康政策課、地域福祉課、病院総務課、地域医療課、市民課
文化・観光・移住交流部会	5	文化課、歴史博物館、商工観光課、広報秘書課、政策推進課、
産業・環境部会	5	商工観光課、農林振興課、都市整備課、環境課、生物多様性・獣害対策室、
子育て・教育部会	6	子ども政策課、子ども総合支援課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館
地域づくり・市民協働・公民連携部会	5	まちづくり協働課、地域サービス室、地域福祉課、政策推進課、財務課
行政経営部会	5	総務課、財務課、税務課、市民課、DX推進室
計 8部会	43	

④政策提案グループ

主任主査級以下の若手職員が、特定課題等について検討・提案を行う、政策提案グループを設け、多角的な検討や政策形成能力の育成を図ります。

(2)市民参画の取り組み

第3次総計の策定に当たっては、条例第7条の規定に基づき、市民の参画の機会を確保するため、次に掲げる手法により、計画策定に向けた市民の参画を図ります。

■全般的な取り組み

①市民アンケート調査の実施

市民アンケートを実施し、従前の調査からの経年変化を把握するとともに、社会変化等による新規調査項目についても調査を行います。併せて、デジタル手法を用いたアンケートも実施します。

②公募委員の参画

総合計画の審議を行う総合計画審議会へ公募委員を積極的に登用します。

③フォーラムの開催

市民と共にまちづくりを考える場づくりとして、フォーラムを開催します。

④パブリックコメント手続きの実施

「亀山市市長部局におけるパブリックコメント手続きに関する方針」に基づき、パブリックコメント手続きを実施します。

■特定の世代等への取り組み

①小・中学生アンケートの実施

市内の小・中学生を対象に、タブレット端末を活用し、まちづくりや暮らしやすさ等に関するアンケートを実施します。

②高校生・大学生、若者世代(20～30歳代)等の意見把握

本市と関わりがある高校生や大学生、更には市内に居住する20～30歳代を対象に、若い世代にとっての「豊かさ」や「暮らしやすさ」等について意見把握を行い、学生の視点や若者世代の視点を施策に反映させる機会を確保します。

③子育て世代の意見把握

子育て世代を対象に、子育て支援施策に対する満足度等の把握を行うとともに、子ども及び子育ての視点から「豊かさ」等についてのヒアリング調査や、デジタル手法を用いたアンケートを行うなど、子育て世代の視点を施策に反映させる機会を確保します。

④移住者・転入者の意見把握

市外から転入した市民を対象に、転入者の立場からの「暮らしやすさ」等についてヒアリング調査を実施し、移住者や転入者の視点を施策に反映させる機会を確保します。

■地域や関係団体への取り組み

①地域まちづくり協議会へのヒアリング

地域まちづくり協議会に対し活動の状況や課題、今後の地域コミュニティの方向性等についてヒアリング調査を実施します。

②各種関係団体等へのヒアリング

地域経済団体、福祉団体など市内の関係団体等に、まちづくりや地域づくりに関する問題・課題等についてのヒアリング調査を実施します。

■その他の取り組み

①公民の対話の場の創出

企業人や若者、行政など、行政と民間が相互の強みを生かし、地域課題の解決につなげるための公民の対話の場を新たに創出します。

(3)附属機関の設置

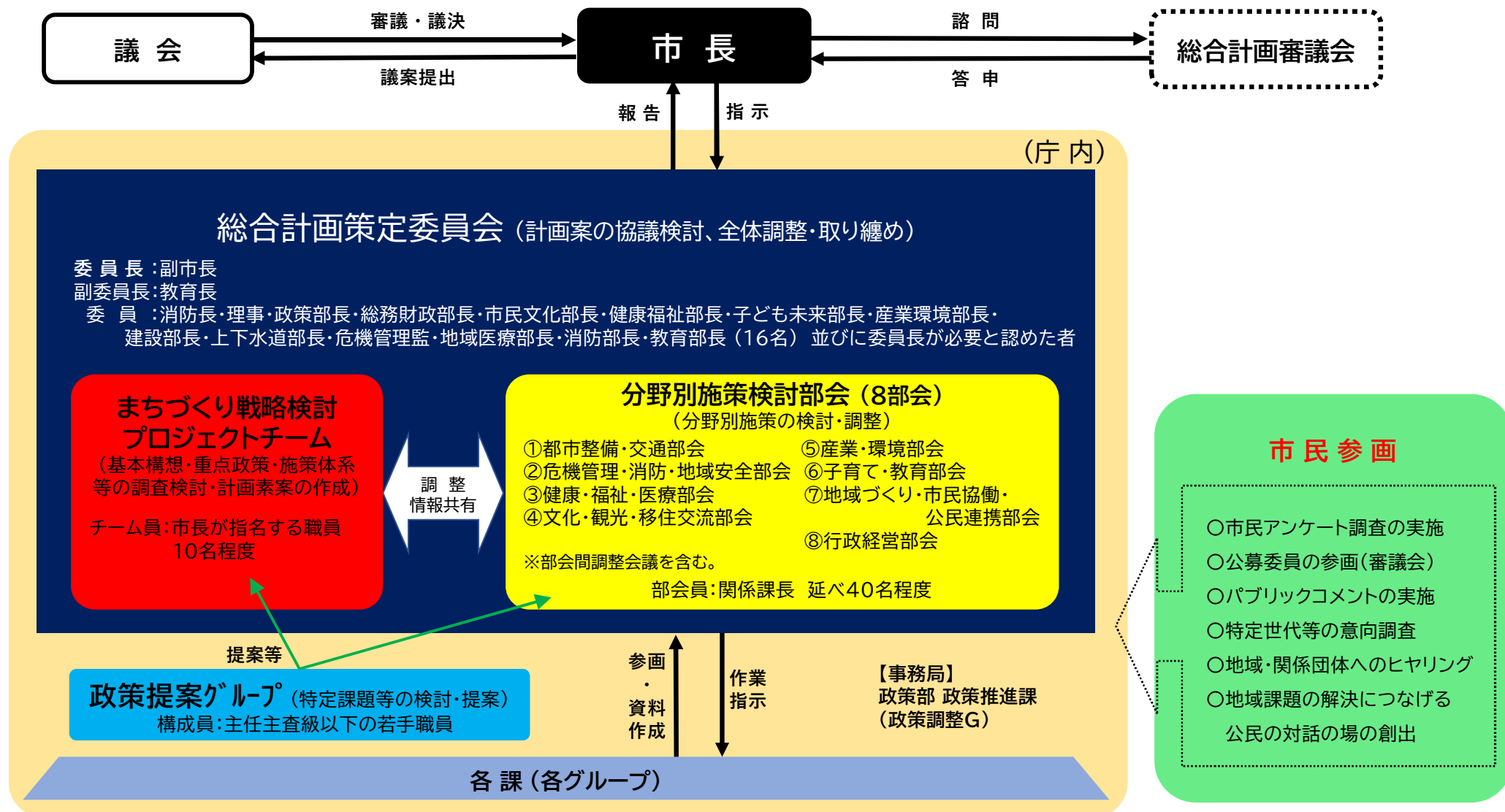
条例第14条の規定により、市長の附属機関として「亀山市総合計画審議会」を設置し、第3次総計(案)の諮問を行います。

なお、当審議会は、公共的団体等の代表者、知識経験を有する者、公募により選出された者等のうちから、市長が委嘱する委員15名以内で組織することとします。

(4)議会報告等

基本構想及び基本計画は、条例第11条及び亀山市議会基本条例(平成22年亀山市条例第29号)第13条第1号に基づき、議会の議決を経て策定することとなりますが、関係議案の提出に至るまでの間においても、計画策定の進捗状況や総合計画審議会の審議状況、パブリックコメントの実施について、適宜、議会への報告及び関連資料の提供並びに議会意見の把握及びその検討を行うこととします。

【策定体制図】



5. 策定スケジュール案

	令和6年度									令和7年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第3次亀山市総合計画 計画策定工程																					
1) 基礎調査・都市構造分析			←──																		

<参考>

地方版総合戦略 計画策定工程																					
1) 地方版総合戦略の策定方針の作成								○													
2) 関連データの収集分析・将来人口の推計及び目指すべき人口の将来展望の設定等																					
3) 地方版総合戦略案の作成・調整																					

参 考 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2)基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3)基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。
- (4)実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5)市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

（総合計画の位置付け）

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

（総合計画の変更又は廃止）

第5条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めたときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

（社会経済情勢の変化等の反映）

第6条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

（市民の参画の機会の確保）

第7条 総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

（行政各部門の連携）

第8条 総合計画の策定にあたっては、効果的な体制を確立し、行政各部門間相互で連携しながら策定するものとする。

（総合計画の変更についての準用）

第9条 前3条の規定は、総合計画の変更について準用する。

（審議会への諮問）

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

- (1)基本構想又は基本計画を策定しようとするとき。
- (2)基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき。

（議会の議決）

第11条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（総合計画の公表）

第12条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（策定後の措置）

第13条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

（設置）

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（組織）

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)公共的団体等の代表者
- (2)知識経験を有する者
- (3)公募により選出された者
- (4)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。